

# 官報

号外 昭和三十四年三月五日

## ○第三十一回 衆議院会議録 第二十二号

昭和三十四年三月五日(木曜日)

議事日程 第二十号

午後一時開議

第一 國内旅客船公團法案(内閣提出)

第二 道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 日本道路公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 会計予備費使用総調書(その2)

第六 会計予算特別会計第十三条に基づく使用総調書(その2)

第七 会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その1)

第八 昭和三十二年度特別会計予算

第九 昭和三十二年度一般会計予算

第十 会計予算総則第十三条に基づく使用総調書(その2)

第十一 会計予算特別会計第十四条に基づく使用総調書(その2)

第十二 会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その2)

第十三 会計予算特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 産業投資特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 關稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 會計予備費使用総調書(その1)

第六 昭和三十二年度一般会計

第七 九州地方開發促進法案(小澤重喜君外六十二名提出)

第八 北海道寒冷地烟作暨農改善資金融通臨時措置法案(内閣提出)

第九 海岸砂地帶農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十五 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十七 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十八 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十九 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十一 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十二 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十三 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十四 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十五 煙地農業改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第二 道路法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 日本道路公團法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第六 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第七 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第八 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第九 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十一 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十二 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十三 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十四 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十五 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十六 國内旅客船公團法案(内閣提出)

日程第十七 國内旅客船公團法案(内閣提出)

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第一、國内旅客船公團法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事堀内一雄君。

右 国会に提出する。

昭和三十四年一月二十九日

内閣總理大臣 岸 信介

國内旅客船公團法

目次

第一章 総則(第一条～第八条)

第二章 役員及び職員(第九条～第十八条)

第三章 業務(第十九条～第二十一条)

第四章 財務及び会計(第二十二条～第三十条)

第五章 監督(第三十一条～第三十二条)

第六章 雜則(第三十三条～第三十四条)

第七章 罰則(第三十五条～第三十七条)

附則

第一章 総則(目的)

第一条 國内旅客船公團は、國内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力することにより、民衆の安定に必要な航路の維持及び改善に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海上旅客運送事業者」とは、海上運送法

(昭和二十四年法律第百八十七号) 第三条第一項(一般旅客定期航路事業に係る部分に限る。又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による免許又は許可を受けた者をいう。)この法律において「國内旅客船」とは、海上旅客運送事業者の事業の用に供する船舶であつて、もつぱら遊覧の用に供するもの以外のものをいう。

2 この法律において「旅客船貸渡業者」とは、國內旅客船の貸渡(期間借船を含む。)をする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

3 この法律において「旅客船貨渡業者」とは、國內旅客船の貸渡(期間借船を含む。)をする事業を営む者であつて、運輸大臣の指定するものをいう。

4 この法律において「公團」というのは、法人とする。

5 第三条 國内旅客船公團(以下「公團」といふ。)は、事務所を東京都に置く。

6 第四条 公團は、事務所を東京都に置く。

7 第五条 公團の資本金は、二億円とし、政府がその全額を出資するものとする。

8 第六条 公團は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

9 第七条 公團でない者は、國內旅客船公團という名称を用いてはならない。

10 第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為の準用)

行為能力)及び第五十条(法人の住所所)の規定は、公團について準用する。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公團に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 理事長は、公團を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して公團の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公團の業務を監査する。理事長及び監事は、運輸(役員の任命)

第十二条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く)、地方公共団体の長若しくは常勤の方公共団体の長若しくは常勤の職員

2 海上旅客運送事業者、旅客船渡業者若しくは船舶若しくは

船舶用機関の製造若しくは修繕の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

3 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

(役員の解任)

第十四条 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事長は、前項の規定により理

事長によつて解任しようとするときは、運

2 役員は、再任されることができる。

3 理事は、理事長が運輸大臣の認可を受けて任命する。

4 監事は、公團の業務を監査する。

5 (役員の兼任禁止)

第十五条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。

(役員の任命)

第十六条 公團と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が公團を代表する。

(職員の任命)

第十七条 公團の職員は、理事長が任命する。

(職員の任命)

第十八条 役員及び職員たる性質

の事務を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員

(いかる名称によるかを問わ

ず、これと同等以上の職権又は

支配力を有する者を含む)。

(明治四十年法律第四十五号)その

他の罰則の適用については、法令

により公務に従事する職員とみなす。

(業務の範囲)

第十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海上旅客運送事業者又は旅客船貨渡業者と費用を分担して国内旅客船を建造し、又は改造すること。

2 前号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者に国内旅客船として使用させること。

3 第一号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者又は旅客船貨渡業者に譲渡すること。

4 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第二十条 公團は、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第二十一条 公團は、毎事業年度、

運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第二十二条 公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(予算等の認可)

第二十三条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大臣に定めるものほか、旅客船貨券に定めるものほか、旅客船貨券に

額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び旅客船債券)

第二十四条 公團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、決算完結後二月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 公團は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を止め、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公團は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前

項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公團は、第一項に規定する残余

の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してな

お残余があるときは、その残余

には、監事が公團を代表する。

(予算等の認可)

第二十一条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大臣に

額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十七条 公團は、毎事業年度、長期借入金及び旅客船債券の償還

額を国庫に納付しなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(決算)

第二十三条 公團は、毎事業年度、決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(第三章 業務)

(業務の範囲)

第十九条 公團は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海上旅客運送事業者又は旅客船貨渡業者と費用を分担して国内旅客船を建造し、又は改造すること。

2 前号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者に国内旅客船として使用させること。

3 第一号の規定により建造し、又は改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者又は旅客船貨渡業者に譲渡すること。

4 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第二十条 公團は、業務開始の際、運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第二十一条 公團は、毎事業年度、

運輸大臣の指示する方針に従つて業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これが変更しようとするときも、同様とする。

(予算等の認可)

第二十二条 公團は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、運輸大臣に

額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第二十七条 公團は、毎事業年度、長期借入金及び旅客船債券の償還

額を国庫に納付しなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び旅客船債券)

第二十六条 公團は、運輸大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は旅客船債券を発行することができる。

(借入金及び旅客船債券)

第二十四条 公團は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、決算完結後二月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(財務諸表)

第二十五条 公團は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

2 公團は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない場合は、当該事業年度内に償還しなければならない。

4 第二項の規定による旅客船債券は、金額に限り、運輸大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

6 公團は、運輸大臣の認可を受け、旅客船債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一條まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社にについて準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、旅客船債券に關する必要な事項は、政令で定める。

計画をたてて、運輸大臣の認可を受けなければならない。  
 (余裕金の運用)  
**第二十八条** 公團は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。  
 一 国債の取得  
 二 銀行への預金又は郵便貯金  
 (給与及び退職手当の基準)  
**第二十九条** 公團は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、運輸大臣の承認を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

## (第五章 監督)

**第三十条** この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公團の財務及び会計に関する事項は、運輸省令で定める。

**第三十一条** 公團は、運輸大臣が監督する。

**第三十二条** 運輸大臣は、必要があると認めるときは、公團に対しても、公團に對して、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

**(監督)**  
**第三十三条** 公團は、運輸大臣が監督する。  
**第三十四条** 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。  
 一 第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第二十七条规定による認可をしよ  
 ようとするとき。  
 二 第二十条第二項又は第三十条の規定により運輸省令を定めようとするとき。  
 三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしよ  
 ようとするとき。

**(罰則)**  
**第七章 罰則**

**第三十五条** 第三十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

**第三十六条** 次の各号の一に該当する場合は、その違反行為をした公團の役員又は職員は、三万円以下罰金に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならぬこと  
 二 前項の規定により職員が立入検査をする場合は、その身分を示さなければならぬ。  
 三 第一項の規定による立入検査の證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

**二** この法律に規定する業務以外の業務を行つたとき。

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

られたものと解釈してはならない。

## (解散)

**第六章 雜則**

**第三十三条** 公團の解散について  
 は、別に法律で定める。

## (大蔵大臣との協議)

**第三十四条** 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第二十七条规定による認可をしよ  
 ようとするとき。

二 第二十条第二項又は第三十条の規定により運輸省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項又は第二十九条の規定による承認をしよ  
 ようとするとき。

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から

施行する。

**(公團の設立)**

**第二条** 運輸大臣は、公團の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公團の設立の時において、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 設立委員は、設立の準備を完了したときは、運輸大臣は、設立委員を対して、公團の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、設立の準備を完了したときは、運輸大臣は、設立委員を対して、公團の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、出資金の払込があればならない。

6 第四条第二号中「森林開発公團」の下に「国内旅客船公團」を加える。

**(地方税法の改正)**

**第十三条** 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

7 第七十二条の四第一項第二号中

「森林開発公團」の下に「国内旅

客船公團」を加える。

**(行政管理庁設置法の改正)**

**第十四条** 行政管理庁設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

8 第十九条第一号の規定により建造された国内旅客船とみなす。

9 第九条登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

10 第十九条第一号ノ九の次に次の

一号を加える。

11 第四条第一項第十五号の二の二の次に次の一号を加える。

三 第六条第一項の規定による政

令に違反して登記することを忘

つたとき。

四 第二十八条の規定に違反して

業務上の余裕金を運用したと

き。

五 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

六 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

七 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

八 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

九 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十一 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十二 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十三 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十四 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十五 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十六 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十七 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十八 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

十九 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

二十 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

二十一 第三十一条第二項の規定によ

る運輸大臣の命令に違反したと

き。

2 公團は、設立の登記をすること

によつて成立する。

(経過規定)

第五条 この法律の施行の際現に國内旅客船公團といふ名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第七条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 公團の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十年五月三十一日に終るものとする。

第七条 公團の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十二条の中「事業年度開始前に」とあるのは、「公團の成立後運輸なく」と読み替えるものとする。

第八条 公團は、運輸大臣の指定する旅客船貸渡業者が所有する国内旅客船であつて、昭和三十四年一月一日から公團の成立の日までに製造に着手したものについて、その建造に要した費用の一部を負担することができる。

第九条 公團は、設立の準備を完了したときは、運輸大臣は、設立委員を任命する。

第十条 法人税法(改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十六条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十七条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十八条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十九条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十一条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十二条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十三条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十四条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

2 公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

(印紙税法の改正)

第十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条 第六号ノ五ノ六の次に次

の一号を加える。

第六ノ五ノ七 国内旅客船公團ノ

発スル証書、帳簿等

(所得税法の改正)

第十二条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第四号の八の次に

次の一號を加える。

四 四九 国内旅客船公團

(法人税法の改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第四条第二号中「森林開發公團」

の下に「国内旅客船公團」を加え

る。

(地方税法の改正)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次

のよう

に改正する。

第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を

次のように改正する。

第十五条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十六条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十七条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十八条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

2 公團は、設立の登記をすることによつて成立する。

(印紙税法の改正)

第十四条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条 第六号ノ五ノ六の次に次

の一号を加える。

第六ノ五ノ七 国内旅客船公團ノ

発スル証書、帳簿等

(所得税法の改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第四号の八の次に

次の一號を加える。

四 四九 国内旅客船公團

(法人税法の改正)

第十二条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第十四条 行政管理庁設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を

次のように改正する。

第十五条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十六条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十七条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十八条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第十九条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。

第二十一条 連輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を

次のように改正する。



道路等の交通量が少ないので、他の政令で定める場合においては、この限りでない。

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)

第四十八条の四 道路等(軌道を除く。以下本項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下「自動車専用道路」という。)と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは、当該自動車専用道路の道路管理者は、当該自動車専用道路の許可を受けなければならぬ。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以合においても、同様とする。

自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該連絡が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当する場合に限り、前項の協議に応じ、又は同項の許可を与えることができる。

(出入の制限等)

第四十八条の五 何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

(違反行為に対する措置) 第四十八条の六 道路管理者は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の

危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

第七十一条第四項中「道路管理者は」を「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた建設大臣(第九十七条第一項中「第四十八条」の下に「第四十九条中「第四十八条」の下に「第四十八条の二、第四十八条の二第一項」を加え、「第四項まで」を並びに第四十八条の五第二項、第四十八条の六」を加え、「第四項まで」を改め、同項第十二号中「第四十七条」を第二項)の下に「又は第四十八条の二第一項」に改め、同項第十三号中「並びに

の一條を加える。

(権限の委任) 第九十七条の二 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限(第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む。)は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七十三条第一項中「第四十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二第一項」を「第四十七条第三項」を「第四十七条第三項又は第四十八条の四第一項」に改め、同号を同項第十号と同項第七号の次に次の二号を加える。

第十七条第一項第八号中「又は第四十七条第三項」を「第四十七条第三項又は第四十八条の四第一項」に改め、同号を同項第十号と同項第七号の次に次の二号を加える。

第十九条第一項第八号の二第一項又は第二項の規定による指

定をすること。

第二項の規定により許可をすること。

第三項の規定により許可をすること。

第四項の規定による許可を

受取した日から三月を経過しても許可に附する処分をしないこと。

第五項の規定による許可を

与えないこと又は許可の申請書

を受理した日から三月を経過しても許可に附する処分をしないこと。

第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第八号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第九号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十一号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十二号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十三号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十四号とし、第四号の次に次の二号を加える。

第十五号とし、第四号の次に次の二号を加える。

報告書は会議録追録に掲載する法律案

右 内閣総理大臣 岸 信介  
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

昭和三十四年二月二日  
内閣総理大臣 岸 信介  
道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案

昭和三十四年二月二日  
内閣総理大臣 岸 信介  
道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「昭和三十三年度」の下に「以降五箇年間」を加え、同条第

二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。附則

予算に定める金額の範囲内で、公團に出資することができる。  
第二十六条第四項中「道路債券の債権者」の下に「及び公團に対しても資金の貸付をしている国際復興開発銀行」を加え、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 公團は、国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基づき道路債券を引き渡す必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を外國の銀行又は信託会社に委託することができる。

9 外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条に規定する外國投資家が前項の道路債券を譲り受けたときは、当該道路債券に係る貸付金債権について同法第十三条の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとのみとして、同法の規定を適用する。

第三十九条第一号中「第一号及び二号」を削る。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

日本道路公團の資本金の増加、日本道路公團が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護等に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました、道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び日本道路公團法の一部を改正する法律案の三法案につきまし

て、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、道路法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近時、自動車交通量の増加に伴い、東京都の大都市その他特定の地域における交通の混雑は、通常の道路整備をもつてでは解決できない状況となりつつありますので、道路法の一部を改正して、自動車専用道路の指定という制度を新たに設け、自動車専用道路には、みだりに立ち入り、または自動車以外の方法による通行を禁止し、かつ、平面交差による支障を除却する等の新たな施策につき規定しようとするものであります。

次に、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の道路整備五ヵ年計画を実施するに当りまして、道路整備の緊急性、地方財政の状況等を勘案いたしまして、昭和三十四年度以降四ヵ年周においても、昭和三十三年度程度に当たる方針を採用するとして、同法の規定を適用する。

第三十九条第一号中「第一号及び二号」を、第六項及び第八項に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理由

日本道路公團の資本金の増加、日本道路公團が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護等に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました、道路法の一部を改正する法律案、道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び日本道路公團法の一部を改正するための公團が国際復興開発銀行から外貨資金を借り入れる場合における同銀行の債権者としての地位の保護等に關する規定を整備いたそうとするものであります。

右三法案は、去る二月二日日本委員会に付託せられ、三月三日至る間、一括して審査いたしましたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、討論、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

○議長（加藤鑑五郎君） 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

○松澤雄藏君 残余の日程は延期し、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長（加藤鑑五郎君） 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右三法案は、去る三日内閣から、地方交付税法の臨時特例に關する法律

昭和三十三年産米穀についての所得

税の臨時特例に關する法律

在外公館の名稱及び位置を定める法

律等の一部を改正する法律

（見込額審査額）

一、去る三日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基く昭和三十四年度

地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

（政府委員承認）

森林開發公團法の一部を改正する法律

（見込額審査額）

一、昨四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 加藤高藏君

決算委員 成田知巳君

廣瀬勝邦君

松浦定義君

横路節雄君

三和精一君

森山芳夫君

堂森定義君

松浦勇記君

大森義郎君

菊池正之君

橋本忠君

小平忠君

神田大作君

中村時雄君

大森義郎君

武知勇記君

橋本勇記君

久保田豊君

高田富之君

山口六郎次君

福井順一君

西村力弥君

市川昨四日理事辭任につきその補欠

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

一、去る三日内閣において、次の通り

（常任委員補欠選任）

予算委員	古井 喜實君	永井勝次郎君
廣瀬 勝邦君	阿部 五郎君	
成田 知巳君		
決算委員		
外務委員	松浦 定義君	高田 富之君
大藏委員	中村 時雄君	森本 靖君
農林水産委員		
橋本 正之君	山口六郎次君	
武知 勇記君	菊池 義郎君	
小平 忠君	久保田 豊君	
横路 節雄君	高田 富之君	
三和 精一君	金丸 信君	
大森 玉太君	加藤常太郎君	
神田 大作君	松浦 定義君	
商工委員	堂森 芳夫君	
通信委員		
金丸 信君		
建設委員		
大森 玉木君	橋本 正之君	
予算委員		
加藤常太郎君	山口六郎次君	
決算委員		
上林興市郎君	神田 大作君	
横山 利秋君		

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案  
日本放送協会昭和三十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
(議案付託)  
一、昨四日参議院から受領した内閣提出第一四七号(参議院送付)案は次の通りである。  
消防法の一部を改正する法律案  
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案  
株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案  
社会福祉事業法の一部を改正する法律案  
中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案  
工場立地の調査等に関する法律案  
(議案付託)  
一、昨四日委員会に付託された議案は次の通りである。  
消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四七号)(参議院送付)  
地方行政委員会付託  
企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(参議院送付)  
株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(参議院送付)  
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)  
以上三件 大蔵委員会付託  
社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)  
中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案(内閣提出第一三五号)(参議院送付)  
工場立地の調査等に関する法律案(内閣提出第一三六号)(参議院送付)

日本放送協会昭和三十二年度財政預  
金、貸借対照表及び損益計算書  
（議案送付）  
　　内閣提  
　　送付した本院提  
　　出案は次の通りである。  
　　皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律案  
　　一、去る三日参議院に送付した内閣提案案は次の通りである。  
　　昭和三十四年度一般会計予算  
　　昭和三十四年度政府関係機関予算  
　　就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する國の補助に関する法律の一部を改正する法律案  
　　科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
　　簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
　　（議案通知書受領）  
　　一、去る三日参議院送付の次の内閣提案案を可決した旨参議院に通知した。  
　　地方自治法の一部を改正する法律案  
　　（議案通知書受領）  
　　一、昨四日参議院において、次の内閣提案案を可決した旨の通知書を受領した。  
　　農業金融公庫法の一部を改正する法律案  
　　開拓融資保証法の一部を改正する法律案  
　　森林開発公團法の一部を改正する法律案  
　　酒税法の一部を改正する法律案  
　　昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案  
　　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案  
　　（議案撤回）  
　　一、昨四日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。  
　　寒冷地畑作農業振興臨時措置法案  
　　（芳賀賀外十七名提出）

(議案撤回通知) 一、次の議案は昨日四日委員会において  
撤回を許可した旨參議院に通知した。  
寒冷地畑作農業振興臨時措置法案  
(芳賀貢君外十七名提出)

(質問書提出) 一、昨四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。  
国土開発総合自動車道建設に関する質問主意書(竹谷源太郎君提出)  
(答弁書受領) 一、領事。衆議院議員春日一幸君提出酪農振興基金の業務運営に関する質問に対する答弁書

酪農振興基金の業務運営に関する質問主意書 質問主意書 提出者 春日 一幸  
昭和三十四年二月二十四日

酪農振興基金の業務運営に関する質問主意書 来議院議長加藤鑑五郎殿  
酪農振興基金の業務運営に関する質問主意書

従つて基金の業務運営は、右設立の本旨に従い、忠実、適正かつ迅速に行われるべきものと考えるのであるが、基金の業務運営の現状にはこの点はなはだしく適切を欠くものがあるに見えるのは遺憾にたえない。については、次の諸点に關する政府の所信ないしは所見を詳細に明らかにせらるたい。

### 一 設立の本旨に即する業務運営の根本方針の確立

基金は、國の酪農安定対策の一環として、特に酪農業者を対象として設けられた信用補完制度であつて、この意味において通常の中企業に対する信用補完制度とは同日に譲すべきではない。

すなわち通常の中小企業に対する信用補完制度が原則として金融ベースに立脚して運営せられるのに対し、本基金は金融ベースを全然無視するわけではないが、積極的にこれを補完し、むしろ政策金融の推進に重点を置いて、これを運営するのがもつともよく設立の本旨に適合するゆえんといるべきである。

### 二 保証契約締結手続の改善

酪農安定対策上基金に負荷せられた使命の重大性にかんがみ、從来金融ベースから除外されていた中小乳業者等の信用を補完し、進んでこれを金融ベースに乗せるため、基金自ら保証の要否を査定し、保証限度額を決定すべきが当然である。

### 三 従つて保証契約締結の手続としては、原則としてまず農林當局が

基金はこれに基いて査定を行い、その結果を金融機関に通知して、金融機関から被保証人からの書類を基金に送付された上、保証契約を締結することにすべきものと考えるがどうか。

三 基金の余裕金運用方法の改善

基金の余裕金は、基金の使命にかんがみ、極力金融機関の貸出意欲を助長刺戟し、かつて基金の業務運営を円滑にするため、原則としてこれを金融機関に預託するのが適切妥当の措置と考える。

しころして預託の方法としてはたとえば基金の業務預託率は一ヶ月預託とし、それ以上は年定期預託とするなどにより、金融機関との間の緊密な連携とその積極的協力を確保することができるがどうか。

考えるがどうか。

なお、基金が現在余裕金の運用を銀行証券の購入に充てている理由はどうにあるのか、またこれをすみやかに金融機関への預託に切り替える意思があるかどうか。

四 担保徴求についての方針

信用保証に際しては、原則として担保を徴求することと思うが、実情に応じ特に必要と認めるときには無担保の例外的取扱をなす章思があるがどうか。

また担保徴求の主体は基金とし、融資手続上及び金融機関に求められる権限を委託する都合上、便用担保徴求事務を金融機関に代行されることとするのが、本基金制度の性格上さわめて適切妥当と考えるがどうか。

なお設備資金に対する担保物件の項目は建ち上り担保の八十分の二セントとし、運転資金については融資保証額の二パーセントを連結させ、協同組合をして共済制度を行わせることが実情に即する措置と考るがどうか。

五

保証業務の早急実施  
乳業設備は冬季行うを常識とし、本年二、三月に金融を得なければ一年の遅延と等しい結果に終るるので、設備転換資金については、建ち上り担保をもつて二月中に半額の設備完成時期までに残り半額を融資し得るよう、農林当局において積極的に保証業務促進の措置を探るべきものと考えるがどうか。  
また運転資金については、乳製品を主とする者一箇月半、市乳を主とする者一箇月の資金量を、原則として無担保で直ちに融資し得るものと考

困難は慢然と看過され、ために中小乳業者は自主的努力によつて後日の基金保証を期待して設備転換等資金の調達をつながざるを得なかつた実情にあるのである。これと並んで基金融資の発足が著しく遅延したこととに基因するものであり、中大小業者の責任に転嫁させるべき筋合のものではない。

従つて業務方法書の第二十五条の免責条項にかかわらず、やむを得ざる経過措置として、これら旧債借換資金についても、直ちにこれを保証するのが当然かつ至当と考えるかどうか。

り、また、現在至急に保証を行なうべく金融機関と折しもうを進めている大かん加糖乳製品製造設備転換資金についても、同様である。以上により明らかのように、基金は、その設立の趣旨にそい、主として中小乳業者等に積極的に保証を与えることを業務運営の方針としている。

二 基金の保証限度額は、業務方法書において被保証人の払込済出資額の十倍と定められており、これをこえる例外的保証は、大かん加糖乳製品の設備転換等その資金の性質から必要やむを得ないと認め

五 担保管理の自主性を与え、責任を分担させることで基金の業務運営の効率化及び事故発生防止のため必要と考えるが、なお、個々に必要に則して検討したい。

なお、担保物件の評価について一律に率を定めるということは適切でない、当該物件について個別的に決定すべきが原則と考える。出資者による連帯積立、これによる共済制は、出資者において具体化せられるならば効果的な措置と思われる。

六 保証業務の実施については、貴意見のとおりできるだけ早く設備

六 設備転換資金貸出遅延の理由  
農林省當局においては、昨年十一月中旬設備転換希望中小乳業者を東京に召集し、個々にわたり詳細にその設備内容を調査したにもかかわらず、決定保証に効果ある可否の結論を決定しないでじんせん時日を徒費して、また中小乳業者が採り難い本年冬々設備明細書を基金並びに融資先金融機関に提出したにもかかわらず、今日までなんらこれに対する措置が採られていないのは、農林省當局及び基金のはなはだしい怠慢と考えるがどうか。

衆議院議員春日一幸君提出酪農振興基金法案の審議に際しては、衆議院農林水産委員会において、酪農振興基金の設立及び運営にあたつては主として中小乳業者及び生乳の生産者の経営が安定することとなるようその指導に万全を期すべき旨の附帯決議がなされ、政府としてもこの趣旨を体して指導を行つてきました。これにより基金に対する民間出資額一億四百五十万円のうち七千百四十万円が中小乳業者によつて出資され、また業務の運営ももづばら中小乳業者を対象として行われているという状況である。

保証契約の手続は、業務方法書類を附して上金融機関から必要書類を基に申請し、これに基き基金が個別に保証の決定を行うというう前であり、このうち前記の十倍の限度をこえる特殊なものについては、基金が農林省に協議した上で保証を行なうこととしているので、事実上の事務連絡で十分その趣旨を達しうるものと考えていい。

三 余裕金の運用については、貢章見のとおり金融機関に預託するのには適当と考える。預託の方法については、出資者に対する金融機関の融資が円滑に行われるよう配慮したい。食糧証券の購入は、短期にしかも効率の高い余裕金運用を図りつつ右の方針を実行するための経過的措置である。

四 担保の問題は、被保証人の資産信用の状況いかんにより個別の具体的に決定せらるべきもので、その事情により無担保の取扱が行われることは当然ありうると考えていい。

また、担保徴求の主体を基金にすべきであるという点について、現実に融資を行なう金融機関に

六 基金は、新設間もないといふ事実がある。そこでその業務運営の監督責任上基金とともに設備計画について調査した。基金は、目下その調査結果に基き金融機関との折衝によるその他急速に保証の準備をととのえており、資料の整備したものについては、目下その整備につき努力している。

七 設備転換資金については、趣旨にそいするような方向で考慮いたしたい。

右答弁する。